「総合理学療法学」査読規程

（査読指針）

第１条　本雑誌では、理学療法の発展と学術的向上に寄与する投稿論文に対してできる限り掲載の機会が与えられるよう、教育的かつ建設的な査読を基本とする。査読にあたっては投稿論文の主旨や内容を尊重し、科学的視点に基づいたコメントを心掛け、自己の考えや価値観に偏重したものであってはならない。

（査読手順）

第２条　編集委員会により２名の査読者を選出し、承諾を得る。

（１）委員会は査読者に対して、投稿論文と査読票を送信する。

（２）査読者は本規定に基づき論文を査読し、査読結果（査読票）を編集委員会に提出する。なお、査読期間は原則１か月間とする。

（３）査読の判定は以下の通りとする。

・掲載可

・一部修正

・掲載不適当

なお、一部修正とは掲載可に向けて原稿の修正を求めるものであり、新たな実験や調査を指示するものではない。また、原稿の修正を求める場合は、適切に修正がなされるようにできる限り具体的なコメントを記載する。

（１）査読結果（査読票）を編集委員会にて確認した後、投稿者へ返信する。

（２）修正論文が投稿されれば、査読者に再査読を依頼する。

（３）査読者は修正論文を査読し、再査読の結果（査読票）を編集委員会へ提出する。なお、再査読の期間は原則２週間とする。

査読の回数に制限を設けないが、再査読では初稿に関する指摘や修正は行わず、査読結果に基づき適切に修正がなされているかを判定する。

（４）再査読の結果（査読票）を編集委員会にて確認した後、投稿者へ返信する。

（５）論文の採否は査読結果を基に編集委員会が決定する。また、論文の種類の変更や書式の修正など、必要に応じて編集委員会が投稿者に指示することができる。

なお、投稿論文の内容が本雑誌の目的や投稿規定に反している場合は、投稿を受け付けず編集委員会により差し戻すことができる。

（査読基準）

第３条　査読基準は以下の通りとする。

（１）表題は適切か

（２）研究背景や目的が明確に述べられているか
（３）対象や方法は妥当であるか
（４）倫理的配慮が十分になされているか
（５）結果の信頼性と提示方法は妥当か
（６）論述の飛躍や矛盾はないか
（７）研究の新規性や理学療法学研究としての意義が述べられているか

（注意点）
第４条
（１）研究倫理に反する論文は受理することができない。
（２）査読の公平性の観点から、査読を担当する論文について利害関係にある可能性があれば、編集委員会に連絡をすること。
（３）査読者は、査読にて知り得た論文内容や情報を他者に漏らしてはならない。また、自身が査読者であることを他者に公言してはならず、査読結果についても他者に漏らしてはならない。
（４）論文内容について盗用、捏造、二重投稿が疑わしい場合は、編集委員会に連絡をすること。
（５）研究内容や論述に著しく不備がある場合は一部修正とせず、掲載不適当として再投稿を勧める。

（附則）　本規程は令和２年８月１日から施行する。